

令和3年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和3年10月21日（木）
午後2時00分～午後4時00分
- 会 場： オンラインによる会議
(国分寺市役所書庫棟会議室)

【委員】(敬称略)

- | | |
|-------------|---|
| 石渡 和実 (会長) | 東洋英和女学院大学大学院 教授 (識見を有する者) |
| 坂田 晴弘 (副会長) | 国分寺市地域活動支援センター つばさ 管理者
(市内の地域活動支援センターの代表者) |
| 佐々木 美知子 | 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族) |
| 阿部 由美 | 国分寺市手をつなぐ親の会 副理事長
(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族) |
| 寒川 吟子 | はらからの家福祉会
(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族) |
| 稲垣 恵美子 | 国分寺難病の会 会長
(市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族) |
| 前芝 博樹 | 立川公共職業安定所 統括職業指導官
(障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者) |
| 菊地 悟 | 国分寺市障害者就労支援センター 就労コーディネーター
(障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者) |
| 土井 満春 | 国分寺市地域活動支援センター 虹 施設長
(市内の地域活動支援センターの代表者) |
| 伊澤 雄一 | 国分寺市地域生活支援センター プラッツ 総合施設長
(市内の地域活動支援センターの代表者) |
| 銀川 紀子 | 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
(国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者) |
| 八橋 宏 | ともしび工房 所長
(市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者) |

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況、配付資料の確認

2. 議題

- (1) 地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について
- (2) 各専門部会の令和3年度の取組状況について
 - ・相談支援部会
 - ・就労支援部会
 - ・精神保健福祉部会

3. 報告等

- (1) 平成30年度～令和2年度障害者計画等の実績報告について
(障害者施策推進協議会での評価状況)
- (2) ニュースレターNo.9の発行及び次年度以降の改編について

4. 情報提供等

- (1) 災害対策研修について
- (2) 令和3年度の障害者週間の展示等の取組について
- (3) 地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座について
- (4) 障害者雇用セミナーについて

5. 事務連絡

- (1) 次回の開催予定のお知らせ 令和4年3月24日(木) 9:30～11:30
国分寺市役所書庫棟会議室

6. 閉会

【資料】(事前配付)

- 資料 1 今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況(案)
- 資料 2-1 令和3年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書
- 資料 2-2 令和3年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会中間活動報告書
- 資料 3-1 国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書(平成30年度～令和2年度)
- 資料 3-2 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画達成状況評価報告書
(平成30年度～令和2年度)
- 資料 4 「ニュースレター」令和4年度以降の改編について
- 資料 5 令和3年度の障害者週間の展示等の取組について

(周知チラシ等)

- ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.9
- ・地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座
- ・障害者雇用セミナー

【オンライン会議システムの動作確認】

オンライン会議システムの利用にあたり、出席委員の音声即時に他の全ての委員に伝わり、委員全員が実際に一堂に会すると同時に、適時的確な意見表明が相互にできる状態となっていることを会議前に確認しています。

会議の開始から終了まで、オンライン会議システムにより上記状況を保ち、会議を進めています。

【開会】

石渡会長： ただ今より、令和3年度第2回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開催します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の会議も、前回と同様、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、オンラインで開催します。

それでは、事務局から出欠状況の確認をお願いします。

事務局： 委員の出欠状況並びに配付資料の確認をさせていただきます。

本日の協議会委員の出欠の確認ですが、大島委員は、所用により欠席の連絡がありましたので報告します。

また、本日はオンラインでの開催となり、各自のパソコンより出席いただいております。国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）より、石渡会長と銀川委員で1台、各専門部会長の土井委員、八橋委員、伊澤委員の3人で1台のパソコンを共有して参加いただいております。さらに、市役所には、前芝委員、高橋委員、民生委員の阿部（恵）委員、前田委員、渡邊委員にお越しいただいております。市役所では、事務局も含めて、1台のパソコンを共有して会議に参加しています。発言する方は、その都度パソコンの前に移動するかたちになりますのでご了承ください。なお、市役所では、会議の様子を大きなスクリーンに投影して、傍聴者にご覧いただきます。

続きまして、配付資料の確認については、事前のご確認をお願いしておりましたので、本日は省略させていただきます。

次に、自立支援協議会の進行上のお願ひをご説明申し上げます。本自立支援協議会は、会議を原則公開とし、資料及び議事録も原則として公開となります。皆さまのご発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

なお、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、ご発言の際には、「所属」と「氏名」を述べていただき、その後にご発言をお願いします。インターネットの回線状況等により、声が聞き取りにくい場合もありますので、なるべく大きな声で、はっきりとご発言ください。また、会長及び事務局以外の方は、発言の際以外は、ミュートにしてくださいませよう、ご協力をお願いします。

また、本日は、傍聴者が市役所書庫棟会議室にいらっしゃいますのでご承知おきください。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきます。議題の1番目、「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」についての説明を事務局よりお願いします。

事務局： 資料1、1枚目の裏面をご覧ください。こちらは、第1回の自立支援協議会で配布した資料と同じものです。令和3年度の自立支援協議会の年間テーマは、「地域生活支援拠点等における、障害のある方が地域で安心して暮らすために必要な機能の更なる充実・強化」です。第1回の自立支援協議会において、令和3年度の具体的

な取組内容を示しており、国分寺障害者施設担当者意見交換会を中心に、各専門部会にて検討を重ねてきました。本日は現在の進捗状況を報告いたします。

まず、(1) 在宅要介護者の受入体制整備について、既存の障害者等緊急入所保護事業を活用して、介護する家族等が新型コロナウイルスに罹患して介護できなくなった場合に、在宅要介護者に対して施設の受入れを実施しています。これまで委託契約を行ってきた社会福祉法人万葉の里に加えて、このたび、市内で短期入所事業を実施する社会福祉法人けやきの杜及び社会福祉法人 AnnBee と契約を行い、3 法人と障害福祉課、基幹相談支援センターが連携し、在宅要介護者の状況に応じて多様な支援を実施できる体制の構築を完了しました。

続いて、(2) 地域生活支援拠点の拡充です。先ほど説明した受入体制整備が完了し、緊急時の受入れや体験の機会・場の更なる機能強化を図るため、市内3法人が運営する短期入所事業所全4か所を地域生活支援拠点へ位置付けたいと考えています。また、相談支援事業所についても、令和2年度に新規に開設された、すこやか相談支援（一般社団法人健生会）、相談支援事業所ゼフィール国分寺（合同会社ゼフィール）の2か所を新たに地域生活支援拠点に位置付けたいと考えています。これにより市内にある相談支援事業所全てが地域生活支援拠点に位置付けられることとなります。いずれの短期入所事業所も、開設から約1年が経過した2カ所の相談支援事業所も、相談支援事業所連絡会や関係者会議、研修等に積極的に参加するなど、関係機関との連携を深めています。

以上の短期入所及び相談支援事業所の地域生活支援拠点への位置付けは本自立支援協議会において、ご承認いただきたいと思います。承認後は、準備が整い次第、各種手続を進めてまいります。どちらも地域生活支援拠点に位置付けられることで、その役割を強化した加算を請求することが可能となります。また、事業所の運営規定の変更も必要になることから、各事業所が地域生活支援拠点の役割を意識し、意欲的に取り組んでいくことが期待できます。

続いて、訪問系サービス事業所の地域生活支援拠点への位置付けは、事業所間や関係機関との連携の在り方や人材育成など、時間をかけて議論することが必要であり、本年度は結論を出さず、継続して研究・検討を続けてまいります。

グループホームの地域生活支援拠点への位置付けについては、地域生活支援拠点の機能を担える事業所として、社会福祉法人はらかなの家福祉会が運営する「ピア国分寺」を地域生活支援拠点に位置付けることを検討します。当該グループホームで実施する都事業との関係や、精神障害のある方への緊急対応、地域生活支援拠点で担うべき機能などさまざまな課題があることから引き続き検討を続け、本年度中に一定の結論を出したいと考えています。

以上、今後の地域生活支援拠点の整備状況については、資料1の1枚目の表面をご確認ください。

最後に、(3) 運用状況の検証及び検討です。こちらをどのように実施するか現時点ではまとまっていません。第3回の自立支援協議会において、運用状況の検証及

び検討を実施できるように引き続き検討を行ってまいります。

以上が、取組内容の現在の進捗状況となります。地域生活支援拠点の更なる充実強化についてご意見をいただければと思います。また、短期入所事業所4か所、相談支援事業所2か所を地域生活支援拠点に位置付けることについて、今回の第2回自立支援協議会でご承認をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

石渡会長： 事務局ありがとうございました。地域生活支援拠点の整備も着実に進んでいると思います。それでは、今の説明との関連で委員の皆さまのご意見を申し上げます。地域生活支援拠点について、佐々木委員、ご発言をお願いします。

佐々木委員： 前段階として、グループホームの地域生活支援拠点の役割を教えてください。というのは、近年、グループホームが社会福祉法人だけではなく、株式会社やNPO法人など、さまざまな形態で運営されています。そして、早くも撤退したグループホームがあり、なぜ閉鎖されるのかと心配に思っていました。新設のグループホームが、地域のネットワークの中に位置付けられるためには、地域での継続的なフォローなど、なにか良い方法がないかと考えています。そのようなフォローアップの役割が、地域生活支援拠点に含まれるのか、うかがえると良いです。

石渡会長： 佐々木委員、ありがとうございました。それでは、今の佐々木委員の質問も含めて、事務局より補足説明をお願いします。

事務局： 現時点では、全てのグループホームが、地域生活支援拠点に位置付けられるわけではありません。社会福祉法人はらからの家福祉会の「ピア国分寺」を地域生活支援拠点に位置付けようと考えています。なぜならば、「ピア国分寺」は都事業の「体験の機会・場」を提供しており、そこを活用できないかと考えています。ただし、東京都の事業なので、市民が優先に使えないこともあり、そこに課題があります。これについては、引き続き検討していきたいと思います。

また、「ピア国分寺」を運営する社会福祉法人はらからの家福祉会は、精神障害のある方への支援のスキルやノウハウをお持ちです。現時点でも、相談支援事業所のプラッツが地域生活支援拠点に位置付けられており、さらに、居住系の施設も地域生活支援拠点に加わることで、精神障害のある方への緊急時の対応等を拠点機能の中に取り込んで一体となって進められることになり、地域生活支援拠点の機能が一層充実していくと考えています。

石渡会長： 説明ありがとうございました。体験入所のグループホームである「ピア国分寺」に限定して、その部分をさらに活用していくということですが、佐々木委員、ご了解いただけましたでしょうか。

佐々木委員： 「ピア国分寺」が、「地域生活支援拠点」に加わるということは理解しましたが、そもそも「地域生活支援拠点」の役割がわかりません。「地域生活支援拠点」には、「こういう役割がある」という説明をお願いします。

事務局： 資料1の「今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況(案)」をご覧ください。そこに記載している①から⑤が、地域生活支援拠点に求められる機能として、国から具体的に示される5つの機能となります。各記載の内容が、今現在、国分寺市の

地域生活支援拠点で実施している機能の内容になります。

佐々木委員： 5つの機能についてわかりました。指定された短期入所事業所やグループホームが「地域生活支援拠点」になり、①から⑤の具体的な中身については、今後、詰めていくということで了解しました。

事務局： 各地域の状況に応じて進めていくというかたちになるので、国分寺市でも、今後とも引き続き取り組んでまいります。

佐々木委員： はい、このことは、とても大事なことなので、今後も詳しく取り組んでいただけたらというのが私の意見です。

石渡会長： 佐々木委員、ありがとうございました。地域生活支援拠点の目指すところなども明確になったと思います。

それでは、手をつなぐ親の会のお立場から阿部（由）委員、お気づきの点をお願いします。

阿部（由）委員： 「緊急入所保護事業」の利用対象者について、リストアップした方については、市と基幹相談支援センターで訪問しているとの報告がありました。親の会の会員でも対象者がおりまして、家庭を訪問して、丁寧な聞き取りをしていただいて、本当に安心したという声をもらっています。ありがとうございます。また、今回、「地域生活支援拠点」として、短期入所事業所が位置付けられたということで、いざという緊急時に、日頃から使い慣れている短期入所事業所を利用できる可能性があるということで、親の会としても安心できることだと思っています。

一方で、「緊急入所保護事業」の利用対象者をリストアップした基準が、どのように決まったのかを伺えたらと思っています。以前は、市内の相談支援専門員がかかわる事例の中から、緊急性が高いと思われる方をリストアップしたと聞いています。そうすると、障害福祉サービスを利用する人の中から対象者をリストアップすることになります。例えば、地域包括支援センターがかかわる8050問題で、高齢者の自宅に訪問したら、障害福祉サービスを利用していない障害のある家族がいると思われる場合とか、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「国分寺社協」という。）の「権利擁護センターこくぶんじ」や「自立生活サポートセンターこくぶんじ」などの事例から、障害福祉サービスを利用していない障害のある方で緊急対応が必要だというケースがあることから、もう少し広い枠から「緊急入所保護事業」の利用の対象者をピックアップできると良いと思います。

さらに、地域生活支援拠点の役割の「④専門的人材の確保・養成」という観点から、基幹相談支援センターが、市内の相談支援専門員の研修や支援者向けの研修を毎年開催されていることに感謝しています。特に、行動障害があったり、重度心身障害のある方や医療的ケアが必要な方についての人材の確保・養成にも、さらに一層、取り組んでいただけたらと思います。通所施設については、現在、市内の生活介護事業所では、定員が空いている状況もあり、一方で、行動障害のある子どもを持つ学齢期の家族の中には、市内の生活介護事業所では、「うちの子どもの通所は、叶わないのではないか」、という不安を抱えている方や、今年、特別支援学校を卒業

した卒業生が、市内の生活介護事業所では支援が難しく、結局、施設に入所したと聞きます。また、市内の生活介護事業所では対応が難しいから他市に転居したという会員のほか、市内の障害福祉サービスに通えなくなって、今は、在宅で過ごしているという会員の話も聞きます。

また一方で、重度心身障害のある方や医療的ケアの必要な方は、国分寺市障害者センターで受け入れるのですが、家族の介護負担も大きくて、将来的に子どもをグループホームに入居させたいが、現段階で入居が可能な施設がないという不安があります。市内の重度心身障害のある子どもを持つ家族が設立したNPO 法人では、グループホームを建てる際の人材確保として、現在、訪問系サービス事業を展開しています。それらの活動の中で、NPO 法人が手弁当で、東京都が実施する医療的ケア等の研修会にヘルパーらを派遣し、医療的ケアを担える人材を養成しようと頑張っているのですが、小さな法人では限界があって、活動が進展しにくい面があります。今後、このような「専門的人材の確保・養成」もさらに一層進めていただけたらと思っています。よろしくをお願いします。

石渡会長： 阿部（由）委員，大事なご指摘をいろいろありがとうございました。ご質問もありましたが、事務局から説明をお願いします。国分寺市の「緊急入所保護事業」の対象者をリストアップした基準に関して、また、「専門的人材の確保・養成」に関して、令和3年度、国が「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を公布しましたが、あわせてよろしくをお願いします。

事務局： ご質問ありがとうございます。「緊急入所保護事業」の対象者のリストアップの方法ですが、どのようにしたらリスクの高い方をピックアップできるかを検討しました。現在の方法としては、市内の相談支援事業所の各相談支援専門員にリスクの高いご家庭、例えば、両親が高齢者である、重篤な病気を抱えている、両親のどちらかがシングルである、または、ダブル介護をされているなど、そのような要件に当てはまる方をリストアップして、市（障害福祉課）と基幹相談支援センターで訪問して、面談を実施するというかたちになります。

今、阿部（由）委員よりご指摘があったように、市内の各相談支援事業所が「緊急入所保護事業」の対象者リストを作成し、市が取りまとめています。今後、国分寺社協や高齢福祉分野で把握をした世帯など、多方面からの情報提供等も考えられますので、今後、入口を拡げて取り組んでいきたいと思えます。

また、「専門的人材の確保・養成」については、重度心身障害のある方のニーズ等を把握して、その上で、どのような仕組みで「専門的人材の確保・養成」実施できるのか、他自治体の事例も参考にしながら実績を積み上げていきたいと考えているところです。

石渡会長 ありがとうございます。阿部（由）委員，今の説明についていかがですか。

阿部（由） わかりました。

委員： 今後とも、よろしくをお願いします。

石渡会長： では、よろしくをお願いします。

それでは、寒川委員のお立場からお気づきのことがあったらお願いします。

寒川委員：

私は、はらからの家福祉会でピアサポーターをしております。今回は、地域生活支援拠点の5つの機能のうち、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」の2点について、お話しさせていただきたいと思います。

まず、③の「体験の機会・場」についてです。精神障害のある人たちにとっては、自立へ向けたトレーニングの場というのが、とても大切になると思っています。病気にかかってから、家族を頼りにしながら自宅療養をしていた人にとっては、病と向き合いながらその人らしい生き方を目指したり、自立にチャレンジすることは、とても勇気が必要なことになると感じています。環境の変化が苦手な人もいると思うと、これまで近くで見守っていただいた方たちにも安心して背中を押してもらえようような体験の場ということは必要だと感じています。

私自身の経験になるのですが、「家族から離れて暮らして生きていきたい」と思ったときに、グループホームでの生活を経験させていただいたことがあります。病気になってから自分の世界が変わってしまって、自分の常識が非常識になってしまったり、生活すること自体が大変だったのですが、さまざまな体験の場というところから自分らしさを求めて、自分らしく住むためにはどうしたらいいかということを探る場となりました。

体験の場というのは、地域の方だけが利用するのではなくて、精神科に長期で入院されている方が、病院から地域へ帰ってくるときに、少しの時間からでも地域生活を体験することは、必要不可欠だと思っています。長期入院の患者さんの多くは退院を望んでいると言いますが、入院が長引いたために地域へ帰ることが不安になる方も多くいらっしゃいます。身も心も地域に帰るための準備ができる場は今後より一層必要だと思っています。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症では、多くの入院患者さんが感染対策と称して病棟に閉じ込められるということがありました。新型コロナウイルスに罹患しても十分な治療を受けられなかった方もおられますし、感染症が流行ってから、外出ができない、家族との面会が叶わない方もおられました。それは本当に苦しくて、悔しくて、社会に対して絶望すら感じてしまったと思っている方もいると思います。

そのほかに、精神科病院の医療環境の悪さもこのコロナ禍を通じて指摘されています。このような社会的入院を解消していくためにも、地域では「いつでも暮らせます」というメッセージを病院や患者さんに発信して地域で暮らすことを当たり前のこととして、実現していかなければならないと思っています。このコロナ禍を通して、「体験の機会・場」の数を増やすなどの機能の拡充の必要性を感じています、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、④の「専門的人材の確保・養成」という柱では、国分寺市でも、ピアサポーターの活動をもっと充実していただけたらと思っています。自分の病の経験を専門性とするピアの人たちが、国分寺市で開かれる協議や検討の場、会議等で一緒に

取り組むことは今後も必要だと思っています。自立支援協議会の精神保健福祉部会の部会員として、ピアの人たちを入れていただくこともご検討いただきたいと思います。ピアの人たちの戦力は今、社会の中でとても注目されています。精神以外の方たちの当事者の方も委員として、もっと参加できるようにもお願いしたいと思っています。多くの専門家の方たちとピアの人たちの力を合わせることで、より一層誰にとっても豊かな地域になるのではないかと、そういうことを願い、期待をしています。

石渡会長： 寒川委員，大事なご指摘をありがとうございました。「体験の機会・場」，それから「専門人材の確保・養成」というところで，ピアの人の重要性を私たちはしっかり受け止めて，国分寺市の地域生活支援拠点等を一層充実したものにしていきたいと改めて思いました。

次は，国分寺市の地域生活支援拠点を担うお立場から，坂田副会長と銀川委員に，ご発言をお願いします。最初に，坂田副会長，お願いします。

坂田副会長： 国分寺市の地域生活支援拠点についてさまざまなご意見をありがとうございます。国分寺市の地域生活支援拠点は，平成30年度，国分寺市障害者センターとKOCO・ジャムの2施設を地域生活支援拠点として指定して，面的整備を進めていくということでスタートしています。資料1にもあるように，一つの建物や，一つの組織・団体だけがこの国分寺という地域を支えるということではなく，機能の集合体がこの地域生活支援拠点として整備されていくのだと解釈して，5つの機能を担っているところがそれぞれ地域生活支援拠点に参加していくというかたちになっています。そのような意味では，相談支援事業所が全て地域生活支援拠点に参加していくことで，これらの機能が強化されていきますし，また，このたびのコロナ禍の緊急時の受入れ・対応を検討するなかで，短期入所事業所が「緊急時の受入れ・対応」等も含めて連携していくということが進んできて，今後，参加していただくということになり，また一層機能の充実が図られていきます。

今後，他の機能の部分も担っていただく方が，次々と参加していくことで，重層的な地域生活支援拠点になるように国分寺市は推し進めていくのだと理解しています。これを機にさまざまなところで連携していき，それら集合体が国分寺市の地域生活支援拠点をかたちづくり，障害福祉分野から地域共生の社会づくり，まちづくりのための一つの役割を担っていくと考えています。つまり，高齢福祉分野や児童福祉分野，そして医療や地域福祉など，さまざまな機関と連携し合うことによって共生社会というものがつくられていく。そのための障害福祉分野の側からの一つの施策だと考えており，大きな目的のもとで，皆さまと連携していけるのではないかと，今後に期待してきたいと思います。私たちも微力ではありますが，一緒にかかわらせていただき，共に歩いていければと思いますので，どうぞこれからもよろしくをお願いします。

石渡会長： 坂田副会長，ありがとうございます。

それでは続いて，基幹相談支援センターの銀川委員をお願いします。

銀川委員： 坂田副会長がほとんど話をしてくれ、その通りなのですが、今回、国分寺市の地域生活支援拠点等の整備状況として、相談支援事業所が加わり、そして短期入所事業所が加わる方向に進んでおり、一層重層的になってきたとうれしく感じています。

基幹相談支援センターの役割としては、この重層的になってきた各機関との連携をはかっていくことだと思っておりますので、また皆さまの力を借りながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石渡会長： 銀川委員、坂田副会長、ありがとうございました。

今回も委員の皆さまから、いろいろな意見をいただいて、これからの国分寺市の地域生活支援拠点として、各機能をさらにきちんと位置付けていくためにどうしたらいいかというヒントをたくさんいただきました。今後の課題になるところも多かったのですが、今日のところは、自立支援協議会として、短期入所事業所の4か所、それから新しい相談支援事業所の2か所を国分寺市地域生活支援拠点に位置付けるということを確認していただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは今後、いただいた貴重な意見について、引き続き検討をお願いします。

それでは、議題の2番目に移らせていただきます。「各専門部会の令和3年度の取組状況について」、各部長からの報告をお願いします。

土井委員： 相談支援部会の部長を仰せついております、社会福祉法人けやきの杜、国分寺市地域活動支援センター虹の土井満春です。

令和3年度相談支援部会の中間報告につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2-2の1ページをご覧ください。現在は、東京都における緊急事態宣言も解除され、国分寺市における新型コロナウイルスの新規感染者も随分減ってきました。10月1日から20日まで、累計で9名に留まっています。今年8月をピークとする第5波では、国分寺市内の新規感染者が1か月で700名を超える数字になり、まさに感染拡大が我が身に迫るといった状況でした。

自立支援協議会の相談支援部会や相談支援事業所連絡会を構成する各事業所においても、相当の緊張が走る日々だったと思います。このような状況下においても、相談支援部会は、当初の計画に基づき取組を継続することができました。皆さまのご協力に感謝申し上げます。

令和3年度は、このようなコロナ禍を含めて、災害時における障害者支援をテーマに研修会の実施を検討しています。跡見学園女子大学の鍵屋一教授を講師としてお迎えして、今年12月21日、火曜日の午前10時から、cocobunji リオンホールで開催が決定しました。

講師の選定理由ですが、鍵屋教授は公務員出身であり、在職中は、福祉部長、危機管理担当部長を歴任されています。退職後、跡見学園女子大学教授になられてからも、内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討委員会」委員、福祉防災コミュニティ協会代表理事を務められるなど、まさに福祉と防災のスペシャリストだと言えます。防災を学問として研究されるだけでなく、公務員として障害者・高齢

者福祉，そして防災の責任者を担われた経験を有する鍵屋教授の「現場目線・現場感覚」でのお話は，まさに，相談支援部会が求めている研修テーマに合致しています。研修には，市内の支援機関をはじめ，多くの方に出席いただき，共に学べるよう準備を進めてまいります。

次に，「教育分野との更なる連携について」は，障害児通所支援事業所連絡会において協議を継続しており，当連絡会による学校見学会の実施など，アイデアが出されていましたが，緊急事態宣言下ということで実現ができていませんでした。現在，新型コロナウイルスに感染した患者数が低下していることも踏まえ，市の障害福祉課にも協力をいただき，今年11月に東京都立武蔵台学園の見学会と，当連絡会メンバーと教職員との情報交換会を実施する予定でいます。このような顔の見える関係づくり，相互の意見交換をきっかけとして，福祉分野と教育分野の連携がますます深まることを期待いたしています。

そして，相談支援事業所連絡会は，毎月定例で開催を継続しており，事例勉強会をはじめ，研修会を開催するほか，ご利用者のライフステージにおける切れ目のない相談支援体制づくりのための取組を続けています。

最後に，相談支援部会として協議を続けております「緊急を緊急にしないための支援体制」についてです。先ほどの議題1「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」でも説明がありましたとおり，市内の短期入所事業所が地域生活支援拠点に位置付けられることは，「緊急を緊急にしないための取組」が，また一歩前進するものと考えています。

相談支援部会でも，国分寺市の地域包括支援センターにおける緊急時の対応や，近年の「緊急入所保護事業」での対応ケースについて検証を行いました。現状，決して万全とは言えないかもしれませんが，現在あるセーフティーネットについて，利用方法を含めた適切な周知方法や，「緊急時の受入れ・対応」における課題について，例えば，喫緊の課題は，24時間365日の相談支援体制の整備を求めるのか，それとも，緊急時に受け入れ支援する体制を確保しておくことなのか，その優先順位をつけるのかなどを含めて，利用当事者やそのご家族と率直な意見交換をしながら，今一度，整備していく必要があると考えています。

以上，相談支援部会の中間活動報告とさせていただきます。

石渡会長：

土井委員，ありがとうございました。コロナ禍で，大変な経験を皆さまされたと思うのですが，地域のネットワークでさまざまな課題を乗り切られたというのを今の報告からも感じました。災害や緊急時の対応について，利用されるお立場のご意見も踏まえて，手をつなぐ親の会の阿部（由）委員，ご意見をお願いします。

阿部（由）
委員：

新型コロナウイルスの感染が拡大した今年の8月頃には国分寺市内でも感染者が出たというなかで，支援者の皆さまには，自身も感染する危険がありながらも，私たちの子どもたちのことを見ていただいて，本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

今回の新型コロナウイルスの感染予防対策で見えた課題として，知的障害のある方の場合は，各種障害福祉サービスの支援を受けるなかで，本人が新型コロナウイ

ルスの陽性者になる、濃厚接触者になった場合、あるいは、保健所が濃厚接触者の範囲を狭める一方で、障害福祉サービス事業所側が積極的に広く検査を行ったという実情もあり、そのなかでいろいろな混乱が生じていました。

具体的には、検査をしたいが感染者と接触していて、すぐに検査が行えず、検査実施まで5日間待たなければいけない状況があったり、また検査してもその結果を待つ状況があったり、さらに、自分が保健所の濃厚接触者の範囲に入っているのか、そうではなくて、通所先の事業所が検査範囲を広げ、今回、検査対象になっているのか、そのような複雑な状況を、本人やその家族が正しく認識できない状況がありました。

我々のところにも、そのような状況を支援者にきちんと伝えることができずに、支援者がどう接触したらいいかと不安な状況になったという声が、多く聞かれました。これに関しては、個人情報の問題があって、伝え方などさまざまな配慮が必要だと思いました。今回、災害時の対応の研修が開催されるということで、新型コロナウイルスの感染拡大は、まさに、災害であり、個人情報の取扱いについても、何か学べたらありがたいと思います。

そして、「緊急を緊急にしない取組」について検討くださりありがとうございます。先ほど、「緊急入所保護事業」のところでも話をしましたが、国分寺障害者団体連絡協議会（以下「国障連」という。）では、精神障害の方のご家族から、私たちの場合の緊急というのは、自分が倒れたときよりも、本人が不安定になって暴言や暴力を振るわれそうになったときに、どう対応してもらえるかが切実な問題です。支援者や主治医からは、「そういう時は、警察を呼んでください」と言われるだけで、家族としては、それでは家族関係が悪化してしまうし、根本的に解決しないと考えていて、警察を呼ぶことに躊躇する現実があると聞いています。先ほど、相談支援部会の土井委員からも、当事者の意見を聞いてくださるというお話でしたので、ぜひ、精神障害のある方の家族の現状も聞いていただけるとありがたいと思います。

最後に、基幹相談支援センターが主催する、国分寺市相談支援スキルアップ研修のネットワーク研修「世帯を支える支援体制とは～高齢の親の権利と障害のある子の権利～」が10月20日に開催され、相談支援事業所の相談支援専門員や、地域包括支援センターの職員と一緒に研修を受けてきました。地域包括支援センターの職員から、地域で8050問題を抱える家族が増えていると実感するとお話がありました。高齢者世帯を訪問すると、同居家族に障害のあるかもしれない家族がおられるようだが、高齢者の親が外部に知られたくないために、同居家族との接点が見い出せず、支援につなげるのが難しいとの話でした。例えば、その家庭の支援に、発達障害や精神障害のある方へのアプローチに長けている、専門性のある障害福祉分野の事業所と、高齢の親へのアプローチにノウハウを持つ地域包括支援センターの職員が連携して訪問できたらどうかと思います。なので、相談支援部会の次年度の課題として、高齢福祉分野との連携の促進もあげられたら良いと考えます。

石渡会長： 阿部（由）委員，大事なことをたくさん指摘していただきましてありがとうございます。コロナ禍での個人情報取り扱いのほか，8050問題の話題もありましたが，「緊急時の受入れ・対応」として，精神障害のある方の支援に関しても，大事なお指摘をありがとうございました。阿部（由）委員のご意見も踏まえて，坂田副会長，「緊急入所保護事業」の稼働実績等について報告をお願いします。

坂田副会長： 阿部（由）委員のお話しを受けて，障害と高齢の両分野の相談支援の連携は，基幹相談支援センターを中心に，国分寺市でも取組を進めてきており，研修を毎年開催するほか，機関同士のネットワークの広がりも見られています。国分寺市障害者センターの事例では，高次脳機能障害のある方の相談で，介護保険2号被保険者に該当する方が，高齢福祉サービスではなく，障害福祉サービスを利用できるかという相談が，地域包括支援センターやケアマネジャーから直接連絡が入るのが当たり前になってきました。また，近隣市の精神科病院から，地域移行支援の相談電話も入るようになり，多方面から連絡が入ってくるようになりました。

また，8050問題として，高齢者の自宅に，高齢福祉サービスの方が訪問した際に，自宅に障害のある同居人がいるという情報も，市内のネットワークが築けており，市や地域活動支援センター，基幹相談支援センター等に相談が入り，連携が徐々に進んできています。自立支援協議会の相談支援部会においても，8050問題については，これまで協議をしてきた経緯があり，今後も引き続き検討される課題だと認識しておりますし，さらに連携を深めていくことになると思います。

さらに，「緊急入所保護事業」の実績を報告します。直近の3年間で，国分寺市障害者センターで行った「緊急入所保護事業」対応は，令和元年度が1件，家族の虐待案件で，居所を検討しながら都合45日間，お受けしました。終盤に，グループホームの調整もあり，多少長引きました。令和2年度は，0件。令和3年度は，現在，10月後半までに2件あります。1件が，単身生活の方の体調悪化により，入院までのつなぎとして4日間の利用がありました。もう1件は，主たる介護者である母が，障害のある子どもを残して入院するために，24日間利用しました。この2件で，28日間の利用がありました。いずれのケースも，日中の時間帯に市などを通じて調整がされ，夕方までに，国分寺市障害者センターにお越しただいて宿泊いただきました。

直近3年間の「緊急入所保護事業」の実績は，計3件となります。件数としては，多くはありません。先ほどの地域生活支援拠点の話に通じますが，日頃から各相談支援専門員がアセスメントをして「緊急を緊急にしない取組」として，グループホームを探す，短期入所事業所の利用を働きかけるなど，ご家族も含めて予見ができる，準備ができていることが少しずつ進んでいると思っています。ただ，予期せぬ緊急も起きます。その際は，国分寺市障害者センターに連絡いただき，対応していきます。日頃の「緊急を緊急にしない取組」によって，いざという緊急時にも対応できる地域になっていけるように，これからも努力していきたいと思っております。

石渡会長： 坂田副会長，丁寧な説明をありがとうございます。「緊急入所保護事業」の虐待関連は，新しい課題であると思います。8050 問題についても，高齢福祉分野と障害福祉分野の連携ができつつあるということですので，さらに進めていただくと良いと改めて思いました。いろいろな支援が多方面に広がっていますが，「緊急を緊急にしない取組」というところで，銀川委員からも報告をお願いします。

銀川委員： 昨日，10 月 20 日に基幹相談支援センターが開催した，国分寺市相談支援スキルアップ研修のネットワーク研修「世帯を支える支援体制とは～高齢の親の権利と障害のある子の権利～」に触れていただきありがとうございます。基幹相談支援センターでも，今朝，昨日の研修の振り返りをしたのですが，8050 問題が，国分寺市で増えているという話題がどのグループにも出たということ，そして 8050 問題に関して，基幹相談支援センターと地域包括支援センター，それからケアマネジャーの皆さまと一緒に支援させていただくケースも年々増えてきている状況があります。

昨日の研修で，私が参加したグループで，ハッと気づいたことは，8050 問題を超えて，9060 問題では，両世代とも既に高齢者になっている場合で，下の世代の障害のある方をどう支援につなげたら良いかという話題が出て，「それも地域の一つの課題」と捉えることができました。今後も引き続き，これらの連携は進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それから，「緊急入所保護事業」の説明についてですが，平成 30 年度より，相談支援専門員が緊急時のリスクが高いと思うご家庭に，市と基幹相談支援センターで，「緊急入所保護事業」の説明に行くようにしていて，この活動も既に 4 年目になっていました。具体的には，「サービス等利用計画」の更新やモニタリングの面談時期を活用して，担当の相談支援専門員に，市の障害福祉課と基幹相談支援センターも同行して家族と面談をします。その際，「緊急入所保護事業」の概要説明だけではなく，「緊急を緊急にしない取組」のための相談を行っています。短期入所事業所を利用したことのない方には，短期入所事業所の利用説明や，親亡き後のことを考えて，グループホームの利用の話など行う場合もあります。ご家庭の事情は，常に同じではないので，相談支援専門員がご家庭のリスクが上がったと感じた時は，市や基幹相談支援センターに一報いただければ，同行できる体制をつくっております。

石渡会長： 銀川委員，ありがとうございました。8050 問題をはじめ，これが 9060 問題に年齢が上がっているという話も各所でお聞きするようになりました。新しい課題が次々と出ています。しかし，国分寺市は，確実に支援の取組の蓄積をされてきており，「緊急を緊急にしない取組」に向かいつつありますが，本日もたくさんのご指摘をいただいております。さらに検討を深めなくてはいけないと思いました。

さてここで，相談支援部会の取組である「教育分野との更なる連携について検討」に関して，障害児通所支援事業所連絡会のメンバーが，「東京都立武蔵台学園見学及び，意見交換会」を開催するということですので，この受け手側の東京都立武蔵台学園の山本先生に期待するところ，今，考えておられることをお聞きします。

山本委員： 東京都立武蔵台学園の学校見学については、自立支援協議会の就労支援部会の中でも提案させていただいているところでした。学校と放課後等デイサービス事業所や、学校と各種福祉サービス事業所との距離が近くなり、双方で、児童・生徒やその利用について相談ができると良いと思っています。そのほうが利用者のプラスにもなりますし、学校や事業所のプラスになるのだと考えています。皆さま、今後ともよろしくお願い致します。

石渡会長： ありがとうございました。見学会及び意見交換会、よろしく申し上げます。
それでは、参加される側の障害児通所支援事業所連絡会の放課後等デイサービスハッピーテラス国分寺・高橋委員に、「東京都立武蔵台学園見学及び、意見交換会」に期待するところ、今、考えておられることのお話しをお願いします。

高橋委員： 令和3年度に自立支援協議会の相談支援部会で協議している「教育分野との更なる連携について検討」というところで、11月26日に、「東京都立武蔵台学園見学及び、意見交換会」を実施する運びとなりました。コロナ禍で、連携が滞っていたところ、このような企画がされることに感謝とともに、我々の通常の支援にも、充実を図るために大事なことだと思っています。

東京都立武蔵台学園は、地域の特別支援学校として、教育分野と福祉分野を結ぶ地域で拠点となる学校となります。以前は、学校公開や見学、支援会議などが実施されていましたが、このコロナ禍で、それらの開催等に制限がかかり、実施が途切れることもありました。今回のこの機会に、日頃から児童・生徒・保護者と密にかかわる通所支援事業所の職員と特別支援学校の先生方と、お互いの情報や状況を把握できる機会になることを期待しています。

見学会や意見交換では、特別支援学校の現在のクラス編成や就労に関する活動などをうかがいたいと思います。それから、個別ケースにおける支援会議等も以前は開催していましたが、そういうことも徐々に復活できればと期待しております。各事業所は、福祉サービスの充実やその支援の充実を図るために、個別支援計画を立案して、子どもとその保護者とかかわっているのですが、そこに、特別支援学校の指導目標も合わせて参考にできるようなことを一緒に考えていただけたらと常日頃考えているところです。

それから、学校側から通所支援事業所に対して、ご意見やご質問等もお受けできたらと思っています。今後とも、よろしく申し上げます。

石渡会長： ありがとうございました。新型コロナウイルスの感染拡大も収束しつつあると思われるなかで、皆さまで顔を合わせられる機会になるように期待されていることが、高橋委員のお話からもわかりました。受け入れられるお立場の山本委員、大変でしょうがどうぞよろしく申し上げます。

ここまで、いろいろなご意見をお聞きしたのですが、土井委員に、さらに整理をしていただければとお戻しします。

土井委員： いろいろなご意見をありがとうございました。

まず新型コロナウイルス感染予防につきましては、我々も実にさまざまな情報に

振り回され、忙殺されているわけですが、市にもご協力いただき、医療機関はじめ、さまざまな機関と連携させていただき、直接支援を助けていただきました。なかには、一部の報道やデマゴギーに、多くの人が不安に感じたことも事実です。ですから、このまま新型コロナウイルス感染拡大が、第5波で落ち着くかどうかわかりませんが、後程、「あのときに取った対応はどうだったか」ということをしっかりと、再度振り返って整理をすることが、今後また来る新型コロナウイルスの感染拡大や防災も含めて、後々に、役立つのではないかと思います。

そして、「緊急」に関してですが、私は、「緊急」にも2種類あると考えています。一つは、生命の安全を瞬間的に守らなければいけないという「緊急」と、二つ目が、例えば、虐待等で一定期間、家族から引き離して安全を確保しなければいけないというような短中期的な「緊急」、その2つがあると思うのです。その2つを混同することなく、それぞれの役割や社会資源、ニーズというものを整理しながら、「どのようなことで、できるだろうか」、「できない理由は、何だろうか」などご意見をいただきながら、これは誰がやらなければならないことだとか、できていないからどうこうではなくて、皆さまと共につくりあげていかなければいけないことですので、ぜひ幅広く、気軽に意見交換をさせていただいて、今後につなげていきたいと思っております。

石渡会長： 土井委員、ありがとうございました。最後の「緊急」をきちんと整理している地域は他にないと思うので、国分寺市のこのネットワークの中で、ぜひ方向性を見出していただけたらと期待しています。

それでは次に、就労支援部会の報告につきまして、八橋委員にお願いします。

八橋委員： 就労支援部会の部会長を仰せつかっております社会福祉法人ななえの里、就労継続支援B型ともしび工房の所長の八橋宏と申します。どうぞよろしくお願い致します。

お手元の資料2-2、3ページをご覧ください。令和3年度の就労支援部会、中間活動報告をさせていただきます。

まず、部会の活動の状況ですが、令和3年度の上半期には2回の就労支援部会を開催しました。それ以外に、就労支援部会の作業部会として、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下「お仕事ネットワーク」という。）の定例の会議を、Zoomを使ったオンライン会議を毎月開催しました。昨年度の上半期は、コロナ禍で、このお仕事ネットワークの定例の会議は開催できなかったのですが、令和3年度は、オンライン会議を毎月開催できています。そのほか、就労移行支援事業所連絡会につきましても、上半期に2回開催しています。

このように、上半期の就労支援部会では、作業部会や連絡会の取組の状況について、情報を共有することが活動の中心になっています。農福連携に関する協議は、関係者間の協議を経て、社会福祉法人 AnnBee が JA 東京むさしの協力等を得ながら、乾燥野菜の販売を検討中です。それら商品の PR ポイント（セールスポイント）が課題となり、乾燥野菜のメリットがより明確になれば、市内の飲食店や学校給食で活用いただけるのではないかと議論がありました。

そのほか、生産農家への除草作業等のような役務提携については、大きな進展は見られていません。その要因の一つに、発注が見込める作業に関して、価格の目安が提示された価格表がないことがあげられ、それら価格表の作成が急務となります。価格表の作成は、お仕事ネットワークの定例の会議とは切り離して、別にワーキンググループ等の検討会議を設けることにしました。この価格表は、農家からの受注のほかに、商工会に加盟する企業や事業者からも受注をいただけるように、仕事の開拓を進める機会としても必要だと考えています。

これら受注案件の開拓に向けた整備を進めるとともに、このコロナ禍で、各福祉施設の受注体制や生産方法も大きく変化してきているので、現況も踏まえて、新規受入れの関心度や、どの程度対応が可能であるか、確認が必要だと感じています。

また、お仕事ネットワークにおける共同受注に関して、令和3年度は比較的順調に推移しています。今後さらに、受注能力を強化するために、必要に応じて近隣他市の事業所や他市のネットワークとの連携については、継続課題となっています。

さらに、国分寺市の庁内における優先調達の案件について、障害福祉課からも庁内に働きかけてくださっていますが、就労支援部会員からも、情報の共有と受注の促進を目的とした話合いの場を設けるといった意見もあり、今後の検討課題とします。

なお、令和3年度8月に実施を予定していた、国分寺駅のコンコースでの販売イベント“Sweets & Hand Made Fair”は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して中止としました。しかし、セレオ国分寺様から、テナントより排出される食用油の廃油を活用した製品開発の提案があり、只今、社会福祉法人けやきの杜で、キャンドルづくりの試作を行っています。次の“Sweets & Hand Made Fair”で活用できればと考えています。

地域における実習先の開拓については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、年度当初、候補先としてあげられていた大学や特別養護老人ホーム等との協議については延期としたため、引き続きの継続課題となっています。それ以外の庁内実習等については、概ね予定どおりに実施しています。

最後に、兼ねてからの課題である、就労支援部会の部会全体で取り組めるテーマに関してなかなか見い出せていないところです。就労支援部会員は、福祉関係者以外の委員にも参画していただいております。部会全体の共通テーマについて、引き続き継続課題となっています。

下半期の今後の活動予定ですが、12月3日から9日の「障害者週間」の一環で取り込まれる障害者週間行事における販売会では、国分寺駅でのお仕事ネットワークの加盟団体による製品の販売と、ワークショップなども企画しています。ワークショップの中には、先ほどのセレオ様から廃油を提供いただき、キャンドルづくりの試作を社会福祉法人けやきの杜で行っています。それらキャンドルづくりや他事業所の自主生産品の生産ノウハウを活用したワークショップなども計画しています。以上、上半期の活動についての報告とさせていただきます。

石渡会長： 八橋委員，ありがとうございました。コロナ禍で，いろいろな活動が制約されたということですが，新しい動きも確実に進んでいるなどお聞きしました。

今の就労支援部会の報告も踏まえて，佐々木委員，事業所を運営されているお立場からも，お仕事ネットワークのことなど，ご発言をお願いします。

佐々木委員： 一般社団法人一粒福祉会デリオアシスマほろばは，共生型サービスとして障害の生活介護事と介護保険の地域密着型通所介護を一体で運営しています。また，生活介護事業所ではありますが，国分寺のお仕事ネットワークは懐が広くて，加盟団体に入れてもらっています。八橋委員の報告にもありましたが，現在，価格表の作成はじめ，受注方法など，毎月熱心に話し合いをしています。

デリオアシスマほろばも，お仕事を分けていただいて，利用者に工賃をお支払いすることができています。地域密着型通所介護という介護保険の施設でも，工賃が払えているところは，東京の中でも珍しいと思います。それができるのも，国分寺のお仕事ネットワークのおかげだと思っています。また，仕事の受注ノウハウについても，事業所自体にスキルがないので，仕事を獲得するやり方などを教えていただいたり，励ましてもらったり，私たちの事業所は，お仕事ネットワークにお世話になってばかりですし，市にも全面的に協力いただいて，本当に助かっています。今後も，お仕事ネットワークに期待しています。

石渡会長： 佐々木委員ありがとうございます。市内のお仕事ネットワークに，そのようにお世話になれるのはありがたいし，そのネットワークにより，いろいろなことが前に進んでいるということは今，佐々木委員のお話から伺いました。そして，何よりも高齢者施設の方たちが工賃を得られるとはすごいことだと思いました。ぜひ新しい進展を期待したいと思いました。

次は，市役所の書庫棟会議室から会議に参加しておられる民生委員の阿部（恵）委員，地域の事業にも貢献してくださっているのではないかと思います。自立支援協議会にご意見ををお願いします。

阿部（恵）委員： 民生委員の前にも，地域で生活支援していたことがあり，一緒にお話をして，共に行動するなかで，その人の考え方などがいろいろとわかってきました。これらの体験を経て，その人の最初に抱いたイメージが変わってくるということをつぶさに体験しました。

また，直接会うだけではなくて，地域で交流する場が身近にあると良いと思います。地域の交流会などで食事をする会がありますが，現在は，新型コロナウイルス感染予防対策の一環として中止になっています。障害がありながら自立を目指す方でも，集えて話しができる場があると，家族だけではなく，地域の中でホッとできる場できて，そういうことも大事だと感じています。特に，独り暮らしの方は，お会いすると「とにかく立ち話でもお話をしたい」，「じっくりと話を聞いてほしい」，そういうところがおありですので，そういった交流の場で「必ず誰かに会える」という場づくりが，必要であることを実感いたします。

そして，地域の中で顔見知りの方にお会いして，互いにちょっと声をかけて目と

目が合って手を振り返して、お互いに「いるよ」と存在を確認しあうような合図ができるとても良い気分になります。私が住む地域には、「あいさつ通り」という小さな看板が立っています。以前、市議の「あいさつをしながらこの道を通りましょう。」という思いから、通りに名称をつけてくださり、今でも、皆さま大事にされています。それを見ながら、「あ、そうだそうだ」、ただ素通りするより「こんにちは」と一言発するだけでも、お互いの気心が知れていくのではないかと、そんな思いがしています。

その「あいさつ通り」の近くに中学校があり、以前は、生徒が荒れていた時代もあり、学生が煙草を吸いながら通ることもありましたが、今は、教科書の詰まった大きなリュックを背負って仲よく歩いていく生徒を見ると時代の変化を感じます。その中学生の視点も大変すばらしく、国分寺の防災について中学生が本当にしっかりと取り組み実践されていると聞き、今の時代に沿った柔らかい発想や感性で、いろいろなことを教えてもらえるのではないかと期待しています。

そういったことで、異世代の交流の場と言いますか、高齢者世代と若者世代が共に交流できる機会も大切であると感じています。今後とも人と人とのかかわりが深まって、地域の広がりが増えていければ良いと思います。

最後に、福祉サービス等を受けておられる方のご意見として、サービスの使える日数やサービスが入る日が予め決まっているわけですが、朝起きて、「今日は、●●をしよう」と思える、思い立ったら吉日ではないが、すぐにサポートが入るような支援が望まれるとのこと。支援を派遣する人材や制度等を考えると非常に難しい状況を理解しますが、人権等の合理的配慮の観点からもそのような体制が求められており、サービスの利用者には当然の権利であるなど、いろいろとお話しを伺いました。地域に暮らす一人ひとりが寂しい思いをしない、そのような地域社会になるように、私自身も含めて、また進めていければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

石渡会長： 阿部（恵）委員、ありがとうございました。地域のいろいろな方をご存じなだけに、中学生の若い力で具体的なことができるといいなと改めて思ったりしました。

それでは、阿部（恵）委員から高齢者と中学生の交流に関する話も出たところで、地域包括支援センターなみきの石坂委員、高齢の方に日頃接しているなかで、高齢福祉分野における障害福祉分野の活動をいかに広めていけるかについて、ご意見をいただけたらと思います。

石坂委員： 市内の販売会等に関して、高齢福祉分野にどの程度、情報が届いているかについてですが、自立支援協議会のニュースレターは、地域包括支援センターに届いています。来所した方が手に取れるように、毎号、配架ラックで配布しています。今後必要があれば、相談に来られた方や連携するケアマネジャーにお渡しするなど、ご協力はできるとしています。

地域包括支援センターが行う周知は、高齢者の方に渡ることが多く、しかも、地域包括支援センターなみきのエリアが最寄り駅から離れた、市内西側に位置してお

り、買い物にもなかなか行けない高齢者が多い地域です。会場に足を運ぶとなると、交通手段が乏しくて出かけづらいので、可能ならば、販売会自体を、地域の公民館や貸スペース等を使って、地域の中で開催していただけると助かります。自宅の近くだったら出かけてみようかなと、興味を持つ高齢者の方もたくさんいると思われまます。そのような工夫ができるかと思い提案させていただきました。

石渡会長： 石坂委員，ありがとうございました。そうやって出張販売する機会もぜひ広げたいですね。

次に、菊地委員に、就労の実習先の開拓等についてお話をいただいてよろしいでしょうか。

菊地委員： 先ほど就労支援部会から報告がありました、令和3年度の実習先の開拓、現況について報告させていただきます。

まず、令和2年度の実習先であった、近隣市の大型スーパー（小売業）は、今年、令和3年度も採用を前提とした実習の受入れ先として許可をいただいています。

また、国分寺市と「地域活性化包括連携協定」を結ぶ、近隣市の大学にも連絡を取り、新型コロナウイルスの感染収束の後に、実習の打診を進めていく予定です。

同じく、「地域活性化包括連携協定」を結ぶ市内のファッションビル（小売業）にも打診をしています。また、これまでも協力体制を築いてきた近隣市の社会福祉法人とも、今年度の実習の受入れ等について改めて打合せを実施する予定です。

さらに、市内の中学生の職場体験実習を受け入れる事業所へも依頼をする方向で、令和3年度第2回就労移行事業者連絡会（9月）にて事業所の意見を伺っています。意見としては、職場体験の場として「業種が多岐にわたる実習場所が確保されれば、各種実習プログラムが機能しやすい」、「仕事のイメージ」ができる機会として活用できると良い」といった内容をいただいております。各事業所が希望する業種としては、事務職や接客業、福祉関係、農業等、多様な業種での実習先開拓の希望があります。

今後、実習に関する地元企業の開拓の際に、就労移行事業者連絡会を通して、実習をする方たちのニーズや実習先のニーズ等が把握できれば良いと思います。

新型コロナウイルスの感染予防のための緊急事態宣言が長らく続き、実習受入れ先の打診も進まないところもありましたが、今後、実習先の開拓を進めるにあたって、市内事業所が実習に参加しやすい仕組みづくりが展開できれば、障害者雇用等の促進の一助になると考えています。

石渡会長： 菊地委員，報告ありがとうございました。心強い大学や企業がたくさんあるので、ぜひまたよろしくお願いします。

この後、伊澤委員が、途中退席される都合で、就労支援部会の八橋委員に一度お戻しせず、精神保健福祉部会について、伊澤委員より令和3年度の間活動報告をお願いします。尚、就労支援部会の振返りは後ほど、八橋委員にお願いします。

伊澤委員： 精神保健福祉部会の部会長を務めています、はらからの家福祉会の地域生活支援センタープラッツの伊澤です。よろしくお願いします。

資料2-2, 5ページをご覧ください。精神保健福祉部会におきましては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行う」を全体のテーマとして掲げて協議を重ねているところです。

先ほど、地域生活支援拠点の課題として、坂田副会長からも「地域共生社会の実現に向けて共に歩いていくのだ」と話がありました。まさに、この「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」も、地域共生社会の実現に向けた、大きな要素の一つとなります。歴史的な経過の中で、精神障害のある方の差別や偏見、隔離等、長い期間にわたる処遇の課題があります。地域社会の中で、精神障害のある方を排除しない、そのような地域社会づくりを求めるといった大きな志を持って、今年度も協議を重ねていることを前段として報告をして、以下、前回の続きから説明を続けます。

資料2-2, 5ページの中ほどにあります「スキルアップ研修Ⅰ（地域移行）」（主催：基幹相談支援センター）について、令和3年度は、6月21日から28日の1週間、YouTube配信で開催され、申込者125名、再生回数173回と大勢の方に視聴していただきました。研修目的は、地域移行支援の現状把握と地域移行支援の意欲喚起とし、国分寺市の動向を近隣市の精神科病院をはじめとする関係各所に発信しました。

また、精神保健福祉部会の中に「地域移行支援ワーキング・グループ」が結成され、5月18日、7月9日、8月3日、それぞれ活動を重ねてきました。精神科病院に赴き、医療スタッフと協働・連携を行うためのさまざまな協議や懇談を実施するなかで、個別ケースの処遇や退院と地域生活の仕組みづくりについて検討しました。

直近の「地域移行支援ワーキング・グループ」（10月4日）では、第2回目の病院の訪問に向けて、話し合いをしました。初回は、病院の精神保健福祉士（PSW）の話を中心に聞きましたが、次回、12月6日の病院訪問では、看護の部署の方の話を聞く予定です。看護目線からの入院する患者の退院支援について、地域サイドからどのような提案があれば退院支援が促進されるのか、看護の視点から地域に求めることを聞いて、病院と地域の双方の関係性を深めていければと考えています。

令和3年度、第2回目（9月3日）は、「地域移行支援ワーキング・グループ」の活動報告のほか、精神障害の普及啓発について、情報の内容や対象者、発信方法を検討しました。今後も意見を募り、継続的に協議していきます。また、当事者のヒアリング（第2回目）の内容、方法についても検討を重ねました。

第3回目（11月19日）は、多摩パブリック法律事務所の幡野弁護士より、「退院請求等当番弁護士制度」について説明を伺います。この制度は、精神科病院に入院する患者から、退院や処遇改善等の相談申込みがあった場合、弁護士が病院へ出張相談に赴き、必要に応じて精神科医療審査会へ退院・処遇改善請求等の審査請求の代理人活動をする制度で、都内の状況について聞いておきたいところです。そのほか、北多摩西部圏域にある病院の地域連携室長より、「精神科医療地域連携事業」

の報告を受ける予定です。

最後に、令和3年度の活動内容の一つ目に「地域生活支援拠点」の機能の精査と精神障害者の活用法の検討をあげていますが、「緊急時の受入れ・対応」に焦点を当てて話を深めてきました。「緊急時」と一口に言っても、当事者、家族、支援者、各々が違う意味で「緊急」を捉えている場合があります、その対処・対応、評価の精査が課題となっています。

したがって、地域生活支援拠点での「緊急時の受入れ・対応」は、具体的に対応する範囲をある程度、設定することが必然となります。特に、精神障害のある方ですから、医療的対応も必要となり、福祉的な支援だけで乗り切れる局面ばかりでないため、このあたりの見極めも非常に難しいところです。まさに、「休息入院」という言葉もありまして、休息のための入院、これが安易に発動されると、入院促進というかたちになり事由に反する、そんな流れになりかねません。ですから、このあたりの見極めも同時に難しくなります。

そして、緊急の現場から一度離れて気持ちを休める、落ち着きを取り戻す、これが処遇面ではとても大事なのですが、今のショートステイの仕組みでは、単身生活の精神障害のある方が利用することが制度的な限界で難しい。単身生活者の方に対する処遇の一方法として、緊急使用の短期入所事業所、それらを制度的に保障するためには、何をどうすればいいのだろうか、これらも課題になると思います。具体的には、単身生活をする精神障害のある方は多くおられ、近隣との確執が生まれて、その場では当面暮らせなくても、その場を離れると何とかしのげる、そのような、その場を離れるという意味での「緊急」対応についても意見交換しました。私としては、緊急の短期入所事業所がもっと活用されても良いと思っています。

それから、緊急事態のその場に、派遣型として支援者が赴き、当事者の生活の傍らで、支援者がアプローチをかけて、気持ちを落ち着けていただくような、沈静化をはかるという対処の在り方もあるでしょう。ですから、そういう派遣型も視野に入れた地域生活支援拠点の「緊急時の受入れ・対応」を考えておくことも大事ではないかという話も出ました。

今後、医療的なメディカル・モデルと、それから地域での社会的支援、ソーシャル・モデル、そこに、リーガル・モデルも加えた、3つのモデルがうまくかみ合うと、ものすごく良いアクションになっていくと考えています。弁護士が言うに及ばず、最強の権利擁護の舞台でもありますので、専門職同士の良さを活かしながら、今後とも、このようなかたちで精神保健福祉部会を進めてまいります。

石渡会長： 伊澤委員、ありがとうございました。国分寺ならではの地域の展開がいろいろあることを再認識しました。次に、この報告について、石坂委員より、高齢福祉分野の関連についてご意見をお願いします。

石坂委員： 障害福祉分野と高齢福祉分野の連携については、高齢福祉分野でも常に課題にあがっています。病院も含めて65歳以上になると、高齢福祉分野にバトンタッチされることが多く、高齢者であれば地域包括支援センターの対象になるのですが、年

齢が65歳以上でもお身体がお元気な方は、介護保険サービスの対象にならなかったりします。また、介護保険サービスは、加齢による心身の変化に対応していて、なかなか障害の特性に見合わないサービスもあります。さらに、何十年と長く入院されている方は、今の地域で生活するためのスキルがなく、しかし、地域包括支援センターにもその支援するためのノウハウがない場合があります。ですから、高齢福祉分野だけでは、その方の生活を丸ごとフォローできないことが多いと感じることがあります。今後とも、障害福祉分野と一緒に支援を検討して、その方の障害特性に合わせたかかわり方の助言もあると、支援が進めやすいなと日頃から感じております。

そして、精神障害のある方に関しては、地域包括支援センターでも、認知症の方も含めて、妄想や幻覚のある方の相談を受けることが多くなっています。地域の中で、認知症の理解が少しずつ進んできたと感じる一方、精神障害のある方の理解が、なかなか得られないことが多いと感じていて、他者に迷惑をかけていない方でも、地域の住民が恐怖を感じて、「施設に入ったほうが良い」とか、「入院したほうが良い」と、その方を排除する方向に向いてしまうことが少なからずあると思っています。障害特性を知らないからこそ、恐怖につながっていると思えるので、地域への啓発をもっと進める必要があると日頃から感じています。

石渡会長： 石坂委員、ありがとうございました。高齢福祉サービスと障害福祉サービスの連携の重要性を感じています。

次に、寒川委員に、緊急時のことも含めて、伊澤委員からお話をいただいたので、ご発言をお願いします。

寒川委員： 「緊急時の受入れ・対応」について、利用者の立場からの意見になりますが、私も含めて、精神疾患のある方は日頃の支援や医療を通じて、体調が悪くなり過ぎないようにコントロールをしたり、SOSをより早く出せる方もいると思います。

それにしても、どうしても苦しくなって来ることもあると思います。そのときは、事業所などと日頃からかかわりがあれば、緊急という事態になっても、いつもの支援者や医療従事者に話を聞いていただいたり、または、少し環境を変えるような支援をしていただけることで、落ち着くこともあると思います。

私の経験になりますが、私自身は、希死念慮が何年か続いた時期があったのですが、多くの支援者の方のアドバイスや寄り添う言葉に励まされて、私の中の希死念慮という緊急は、いつの間にか解消できるようになってきました。

私からは、緊急を長い目で支援していただきたいということと、私には、すごく大変なことではあったのですが、そのようなときにも、私以外の人たちにも、安易な入院を勧めることはしないようなご対応をお願いしたいと思います。何をもって「緊急」とするのかというのは、当事者の私たちやそのご家族、専門職の方によっては、その捉え方や対応の仕方が違うのではないかと想像しています。今後とも、ご一緒に話を聞いていただきながら、いろいろと考えていただくと大変心強く思っております。よろしく願いいたします。

石渡会長： 寒川委員，ありがとうございます。本当に厳しい状況も寒川委員は体験されていて，そういうときに日頃の関係の中で頼れる方がいる，長い支援が本当にあるからこそ，きちんと緊急に対応できるということで，大事なご指摘だと思います。

それでは，多摩立川保健所の倉下委員に，「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」の件についてもお聞きしたいところですが，今までの話の流れの中で倉下委員のお立場からご発言をお願いします。

倉下委員： 今日，ここまでのお話を伺っていて，保健所の中で新型コロナウイルスの感染予防対策があって丁寧に調査ができない時期があった，ということをお出ししながらご意見を伺いました。

今日の会議は，「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」（令和2年1月策定）のことを，と事前にリクエストがあったのですが，そもそも入院というのは，本人にとってもつらい状況です。役所的には，自傷疑いの状態になってしまった場合の制度で，国が，地方自治体を中心として，退院後の支援を具体的に整備したガイドラインが示されています。それを受けて，東京都版が出されました。東京都版については，国は措置入院の方と限定していないのですが，東京都の場合は，措置入院の方がたくさんいるので，重点的支援が必要ではないかという話もあり，「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を東京都が策定しました。

本人の同意がないとなかなか進められないということもあり，全ての方にお勧めできない状況ではあるのですが，実際に，病院からご連絡をいただいて，いろいろな関係者がサポートに入り，始められる方があります。その場合に，当該ガイドラインの計画を立てて，支援を開始する方法が示されています。6か月，もしくは延長して1年という期間の限度があります。

保健所としては，当ガイドラインだけではなく，精神保健福祉法（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の第47条（相談指導等）で，相談支援することが法律で位置付けられており，そちらが使いやすい場合と，ガイドラインに沿ったほうが支援体制が組みやすい場合があり，それぞれ対応させていただく状況があります。

石渡会長： 倉下委員，今後もよろしくをお願いします。

先ほど，リーガル・モデルの話も出ていましたので，次に，弁護士の古川委員からよろしくをお願いします。

古川委員： 弁護士会では，「退院請求等当番弁護士制度」を設け，東京では，3つの弁護士会（東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会）全てで創設され，多摩支部では，令和2年4月に，「退院請求等当番弁護士制度」を開始しました。

当制度は，精神科病院に入院している患者本人，又は家族等が，退院請求等当番弁護士相談窓口で退院請求や処遇改善に関する相談の申込みをし，後日，研修等を受けて名簿に登録されている弁護士に出動要請がかかり，要請を受けた弁護士は，10日以内に精神科病院に入院中の相談者のもとに出張して相談を受けるという制度です。

当制度の利用については、資力要件を満たしていれば日弁連委託援助事業である「精神障害者に対する法律援助」が活用され、相談料がかからず相談を受けられます。

当制度の相談は、令和2年度は35件の相談を受けました。当制度の認知度が増しているため、今後も引き続き相談件数が増えていくと見ております。

先般、この「退院請求等当番弁護士制度」について、立川市にある訪問看護ステーションの方と意見交換会を実施しました。また、来月11月19日には、国分寺市の自立支援協議会の精神保健福祉部会員の皆さまと意見交換が予定されています。今後も、各地域のネットワークとつながっていくことで、弁護士だけではなく、地域の支援者が退院支援に直接かかわれるような展開ができればと考えていることです。

私も、10数年前に、精神科病院に呼ばれて各種相談を受けたことがありました。病院での処遇改善や家族との疎遠のことなど、私自身も支援の方法について、すごく悩んだ記憶があります。昨今、諸事情も変わってきていると考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

石渡会長： 古川委員、ありがとうございました。「本当に心強い」と伊澤委員と話していたところです。伊澤委員、皆さまのご意見を踏まえてよろしく願いします。

伊澤委員： 地域包括支援センターなみきの石坂委員、ありがとうございました。地域移行の活動にかかわっておりますと、長期入院の方の高齢化というのが非常に進んでいます。高齢の入院患者の退院を手がけていくという意味においては、地域包括支援センターの職員ともしっかり手を組まないといけないと感じています。併せて、8050問題に関しても、しっかりタッグを組まないと乗り切れませんので、これからもなにとぞよろしく願いします。

次に、寒川委員の話の中にもありました、日頃のかかわりのなかで、頼れる関係性の基に緊急対応がなされている、ここは大事なポイントだろうと、痛切に感じております。前もって、予防的にその方のリスクマネジメントができていると、それに即して、緊急時対応の初動がとれ、安易な入院の回避になるのかなと考えています。これらの視点あたりが、今後の課題として、共通で認識していかなければならないことを強く思いました。

倉下委員からは、「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」について説明がありました。本人同意のもとに対応されるガイドラインとなっています。平成28年の津久井やまゆり園での障害者殺傷事件を契機として、国から措置入院者等が退院後に医療・福祉等の包括的な支援を受けることを目的としたガイドラインが示され、東京都でも「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」が策定された経緯があります。今後、地域の中での監視システムにならないように、それら運用については、くれぐれも最大の注意を持って当たらなければならないと思っていますので、よろしく願いします。

古川委員からは、「退院請求等当番弁護士制度」について話がありました。11月

の精神保健福祉部会に、多摩パブリック法律事務所の幡野弁護士を招き、しっかり学ばせていただきます。その後、連携や協働というところも編み込んでいければと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

石渡会長： 伊澤委員，ありがとうございました。

それでは大変失礼しました，就労支援部会に戻りまして，八橋委員に，最後までめていただけますでしょうか，よろしく申し上げます。

八橋委員： 就労支援部会の報告の続きに戻ります。各委員の方からご意見をいただき，どうもありがとうございます。

いただいた話のなかから，「交流」というようなキーワードが浮かび上がってきました。障害者施設や作業所では，日常的に，公園の清掃や花壇の整備など，地域に出かけて行って，仕事をする場面があります。そのときに，地域の方から，「頑張っているね」とか，「ご苦労さま」などと声をかけていただくと，仕事をする彼等の励みにもなりますし，作業それ自体が意味のあるものになって，作業が楽しく，また好きになっていきます。やはり，地域の方に声をかけられることは大切で，職員のやりがいにもなります。

今後，地域のなかで，気がつかれたことは，たとえ「これは，まずいな」ということでも，ご指摘いただくことが大事だと思っています。何をやっても，「頑張っているね」だけではなく，仕事をする彼らも誇りを持って外に出かけていますので，そういうところも評価して，声をかけていただけたらいいなと思います。今後とも引き続きよろしく申し上げます。

石渡会長： 八橋委員，大事なご指摘をありがとうございます。

本来でしたら終了時刻となりますが，会議をあと 15 分程延長させていただき，事務局より報告事項について申し上げます。

まず報告事項の 1 番目で令和 2 年度の障害者計画の実績報告，ご説明を事務局，お願いいたします。

事務局： 「国分寺市障害者計画実施計画」，「障害福祉計画」，「障害児福祉計画」については，平成 30 年度から令和 2 年度までが計画年度となり，この度，3 か年の達成状況の評価をいたしました。達成状況については，資料 3-1 と資料 3-2 をご覧ください。本日は，資料の説明のみとさせていただきます。

資料 3-1 「国分寺市障害者計画実施計画達成状況評価報告書（平成 30 年度～令和 2 年度）」は，「国分寺市障害者計画実施計画」の達成状況です。評価については，2 ページ目の上段の総括表をご覧ください。目標以上に達成した事業を A，おおむね達成した事業を B，目標を下回った事業を C，実施しなかった事業を D，の 4 段階になります。平成 30 年度から令和 2 年度の達成状況として，A 評価が 82 事業，B 評価が 26 事業，C 評価が 10 事業，D 評価が 6 事業となりました。そのうち，C 評価，D 評価の事業については，2 ページから 4 ページに一覧として掲載し，その実績と達成状況の補足を記載しています。5 ページ以降に，計画に定められている重点事業ごとに，個別の実績を載せています。

資料3-2「国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画達成状況評価報告書（平成30年度～令和2年度）」は、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の達成状況です。こちらは、計画に定められた成果目標5項目と、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、地域生活支援事業の実績を掲載しています。成果目標については、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備がA評価、福祉施設から一般就労への移行等がC評価、障害児支援の提供体制の整備等はB評価となっています。これらの実績については、7月12日の国分寺市障害者施策推進協議会でお示しし、10月7日に、諮問第1号「国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理・評価等に関する事」の答申をいただきました。この答申については、現在、事務処理作業中のため、次回の自立支援協議会でご報告をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

石渡会長： 委員の皆さま、ご質問等もありがとうございます、何かあったら事務局に問い合わせさせていただいて、事務局で対応していただけますようお願いいたします。

次は、自立支援協議会のニュースレターの次年度以降の改編について、事務局より、説明をお願いします。

事務局： 「ニュースレターNO.9」の発行及び次年度以降の改編について、説明します。

令和3年9月末に「ニュースレターNO.9」を3,500部発行しました。市内市外合わせて569か所の関係機関に、順次発送させていただいております。本日の自立支援協議会の事前に配付した資料に同封しておりますので、ご一読ください。

また、次年度以降のニュースレターの発行については、資料4をご覧ください。

令和3年度第1回自立支援協議会で出された意見や、各専門部会の部会員の意見を参考にして、誌面の対象ターゲットを絞り、発行部数を1,000部とする予定です。

また、掲載記事を福祉サービス等の支援者にまず読んでいただき、支援者の役に立つような内容に改編して企画を立てていきます。流れとしては、まず、読者層である支援者にニュースレターを届けて、それらの有益な情報を受け取った支援者が、必要な利用者の方にそれぞれ情報を提供することを想定しています。これまでより、より効果的にニュースレターをご活用いただけるようにリニューアルしていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。この自立支援協議会のニュースレターが、令和4年度発行の第11号から、支援者中心のニュースレターに改編するということです。何かまたお気づきのことがありましたら事務局にご提案をお願いします。

では、次第の4番目、情報提供等に移ります。最初に、「災害対策の研修について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 先ほど相談支援部会のとこで、土井委員からも報告があったので、研修の詳細は割愛しますが、令和3年12月21日火曜日、午前10時から防災対策研修を開催します。11月初旬に、研修案内を各関係機関に配布しますので、ぜひご参加く

ださい。

石渡会長： ありがとうございます。

それでは、続いて障害者週間についての情報提供をお願いします。

事務局：

資料は資料5をご覧ください。「令和3年度の障害者週間の展示等の取組について」説明します。令和3年度の障害者週間の展示等の取組を検討する時点で、新型コロナウイルスの感染状況を見通すことが困難であったことから、例年行っている障害者週間の講演会等の大型イベントの実施を中止いたしました。新型コロナウイルスの影響が比較的少ない方法で取り組める、当事者の団体や地域の各種団体、関係事業者等で構成する国分寺市障害者福祉を進める会と相談し、検討を行いました。そのうえで、令和3年度、市の取組としては、「障害者週間のポスター掲示」、「地域活性化包括連携協定の活用による協力依頼」、当事者の方の「作品展示」、また、障害者週間に合わせて行われる取組として、「ニコニコアート展」、「国分寺障害者お仕事ネットワークによる物品販売会」のほか、「ヘルプマークの周知」として、障害者週間に合わせて、

庁用車にヘルプマークについてのマグネットステッカーを貼付け周知を行います。さらに、「セレオ国分寺としての取組」として、障害者週間に合わせて、市内各事業所がクラフト系のワークショップを開催する予定です。

「障害者週間のポスター掲示」は、市内公共施設、町内会等に掲載依頼、また、障害者福祉を進める会と協力して各所に掲示をします。また、国分寺駅前の広場のデジタルサイネージなどを含む市内各所の掲示板に、電子または紙で、障害者週間について告知していきます。

また、「地域活性化包括連携協定の活用による協力依頼」は、地域活性化包括連携協定に基づき、セレオ国分寺や国分寺マルイ、ミーツ国分寺でも、ポスター掲示のご協力をいただけることになっており、そちらでも広めていきたいと思えます。

「作品展示」は、当事者の方の作品を12月3日から9日、ミーツ国分寺5階のまちの魅力発信コーナーと、セレオ国分寺の協力を得て、セレオ9階のインナーガーデンで行う予定です。現在、展示の準備を進めており、作品を募集しているところです。

さらに、「国分寺障害者お仕事ネットワークによる物品販売会」は、今回、12月3日から5日にかけて、セレオ国分寺入口（エスカレーター下）で開催されます。

そして、セレオ国分寺と市内事業所、障害者施設のコラボレーション企画として、12月4日、5日に、クラフト系ワークショップを開催する予定です。

最後に、東京国分寺ロータリークラブで、障害を持つ生徒の作品を展示する「ニコニコアート展」を12月5日日曜日に、ミーツ国分寺5階のcocobunji プラザリオンホールにて行うことが決まっています。

事業所、民間企業の協力もあり、障害者週間の期間中、国分寺駅を中心にさまざまなイベント・取組が行われることになっています。市としても、この機会により効果的に障害福祉等の理解・促進が広がるように準備を進めていきます。

- 石渡会長： ありがとうございます。ぜひ委員の皆さまも障害者週間について、周りの方にご紹介をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。
- それでは情報提供の3番目、市民福祉講座について、坂田副会長、お願いします。
- 坂田副会長： チラシのコピーをお手元に配付させていただきましたが、11月13日に市民福祉講座を行いますので、ぜひ多くの方の参加をお願いいたします。また万葉の里のウェブサイトもご覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。
- 石渡会長： ありがとうございます。ウェブサイトにも紹介があるので、周知をよろしくお願いいたします。
- それでは、「障害者雇用セミナーについて」、菊地委員、お願いします。
- 菊地委員： 青いチラシを同封させていただきました。障害者雇用セミナーのお知らせです。10月31日、日曜日の午前10時半から1時間程度、cocobunji プラザ、リオンホール、A・Bホールにて開催します。令和2年度は、緊急事態宣言下にて、動画配信となりましたが、令和3年度は、会場に、企業の方にお越しいただき、お話をさせていただくことになりました。申込期限が明日、10月22日までになっております。参加を希望される方は、就労支援センターまで直接、ご連絡をお願いします。
- 石渡会長： はい、どうぞよろしくお願いします。
- それでは、5番目、最後に、事務連絡を事務局よりお願いします。
- 事務局： 今回の開催予定は、令和4年3月24日木曜日の午前9時半から11時半、場所は、国分寺市役所書庫棟1階会議室を予定しています。また、次回もオンライン会議になる可能性がありますので、会議の開催方法等の詳細は、改めてメール等でご案内させていただきます。
- 石渡会長： 令和4年3月24日、年度の終わり頃になりますが、午前9時半から開始で、引き続きオンライン会議の可能性もあるということですが、委員の皆さま、お忙しい時期かと思いますが、準備をお願いします。
- それから、全体を通して連絡しそびれていることなどはございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 各委員の皆さまから、国分寺でなければ聞けない、いろいろなお話や情報をいただけて、今後、ぜひこれらを生かせる、それぞれの活動につなげていただけたらと強く思います。本当にありがとうございました。感謝しています。
- では、これもちまして、令和3年度第2回の自立支援協議会を終了します。